

〔古事談^二臣節〕勘解由長官有國、當初父輔道豐前守之時、相具^天下向之間、父俄病惱、忽逝去、于時有國、泰山府君祭ヲ如說勤行、輔道經數刻、纔蘇生、語云、予雖參炎魔廳、依備美麗之饗膳、可被返遣之由、有其定爰或冥官一人申云、雖被返遣輔道、於有國者、早可被召也、其故者、非其道者、勤行祭、非無罪科云云、又在座之人申云、有國不可有罪科、無道人遠國之境ニテ、不耐孝養之情、勤行之輩、更不可處罪科云々、仍冥官併同之依據[○]依原作伏、之本改、之無爲所被返遣也云々、

〔續古事談^五諸道〕嘉承元年ノ夏、世中サハガシクテ、東西二京ニシヌルモノオホカリケリ、ソノ中ニ口所ノ御筆ユヒ能定、病ツキテ七日ト云ニ死ニケリ、ヒツニ入レテ、黄ナル衣覆テ、人バナレタル所ニステツ、四日ヲヘテ道ユク人キ、ケレバ、ヒツノ中ニヲトシケリ、アヤシミテミルニ、ヨミガヘリタリ、水ヲノマセテカレガ家ニツグダリケレバ、妻子ヨロコビテツレカヘリテ、日比ヘテ心地例ザマニナリテカタリケル、[○]下略

〔續世繼^六志賀の御禊〕この宮[○]鳥羽皇子[○]あかごにおはしましけると、きたえいり給へりければ、行尊僧正のりたてまつられけるに、白川院くらゐもつぎ給べくば、いきかへりたまへと、おほせられけるほどに、なをらせ給ければ、たのもしく人もおもひあへりけるに、[○]下略

〔意の須佐美追加^上〕死者三日にして殯する事、誠に古來の道なり、或家の婢女疫疾にて死ければ、例の桶に入て寺に送しに、大雨にて墓の坑鑿がたく、桶ながら眠藏におきける、その翌日白き帷子著たる者、よろほひ出て佛壇へ來し故、若き同宿などあはて騒て逃まどひける、住持出て是をたし聞けば、彼婢女蘇りて、桶をやうく^〱にをしひらきて出たる也、食事などして頓て本復しぬ、髪は既に剃ぬれば、比丘尼になりて遁世しけるとぞ、此たぐひや、ある事にて、折節聞ける事なり、

〔閑際筆記^上〕余[○]藤井[○]臧[○]諸ヲ壬生ノ僧順正ニ聞、有馬山清涼院石文死テ、十九日ニシテ甦、而後人冥途